

ゆざわ



おし
せ
町から

調査にご協力ください

「介護予防・日常生活圏域二丁目調査」
「在宅介護実態調査」を実施します

町では、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら地域社会の一員として、安心して生活を送ることができるよう、地域全体で高齢者を支え合う「基盤づくり」に向けて、3年ごとに「湯沢町老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業をはじめとする各種事業の適切な運営に努めているところです。

このたび、令和3年度から令和5年度を計画期間とした、「湯沢町老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に向け、高齢者の皆さまの生活状況に合った介護サービス等を提供するための基礎資料を得ることを目的とし、「介護予防・日常生活圏域二丁目調査」および「在宅介護実態調査」を実施いたします。調査対象となる方については、既に調査票を郵送しております。大切な調査ですので、調査対象となった方におかれましては、何卒ご協力をお願いいたします。

対 「介護予防・日常生活圏域二丁目調査」

令和元年12月31日現在で湯沢町に住民登録のある65歳以上の方のうち、要介

護（要支援）認定を受けていない方の中から無作為に抽出した600人。
「在宅介護実態調査」

令和元年12月31日現在で湯沢町に住民登録があり、要介護（要支援）認定を受けている方。（※介護施設等に入所している方は対象から除きます。）

日 回答期限

回答いただいた調査票は、同封した返信用封筒に入れ、切手を貼らずに2月14日（金）までにお近くのポストへご投函ください。

問 福祉介護課 介護保険係

☎025・784・4560

おし
せ
町から

湯沢町プレミアム付商品券の
販売・使用期限等のお知らせ

商品券を使用する方へ

- ・商品券の販売期限は、令和2年2月28日（金）です。お早めに購入ください。
- ・商品券の使用期限は、令和2年3月1日（日）です。

※商品券の払い戻しはできません。期限までに使用してください。

商品券の取扱店となっている事業者の方へ

- ・商品券の換金申込期限は、令和2年3月17日（火）です。

この日を過ぎると換金ができませんので、忘れずに手続きをしてください。

問 観光商工課

☎025・784・4850

おし
せ
町から

少雪による
緊急経営支援のご案内

湯沢町では、今年度の少雪による影響で経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するため、新潟県が行う少雪対策特別融資に係る信用保証料の補給を行います。

①補給対象制度融資名

少雪対策特別融資

（新潟県セーフティネット資金（経営支援枠））

②信用保証料補給割合

- ・借入額500万円以下
…100%
- ・借入額500万円超1,000万円以下
…50%
- ・借入額1,000万円超
…補給なし

※町への申請は不要です。

申・問 各取扱金融機関

※詳しくは湯沢町ホームページをご覧ください。

おしらせ
他団体
**令和元年分の確定申告は、
 e-Taxでオンライン申告！**

税務署では、混雑する確定申告会場に出向かずとも自宅等から簡単に手続きが完了するe-Tax申告をお勧めしています。e-Tax申告の体験・相談会を開催しますのでぜひおこしください。

日
 2月12日(水)

午前の部 10時30分～正午
 午後の部 1時～3時

場
 湯沢町役場 第一会議室

対
 定員

午前の部 先着15名程度
 午後の部 先着20名程度

※ご体験いただく作成用のパソコンには限りがあるため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

持
申告書作成に必要な書類

今回の広報5ページ「申告相談に必要なもの」を必ず持参ください。

また、収支内訳書や医療費控除明細書、その他各種内訳書等については、あらかじめ作成してからおこしください。

お
知
し
せ

当日会場では、e-Tax送信用のID・

パスワードの発行を行っておりますので、ぜひご活用ください。

※送信用のID・パスワードの申請には、税務署職員と納税者本人との対面による本人確認が必要です（家族の代理申請はできません。）

問
 小千谷税務署 個人課税第一部門

☎0258・833・0274

お
し
ら
せ
他団体
**携行缶によるガソリンの
 販売方法が変わります**

ガソリンの適正な使用の徹底のため、携行缶で販売する場合には、消防法により次の事項が義務付けられました。ご理解・ご協力をお願いします。

内
 ・運転免許証などによる本人確認

・使用目的の確認

・販売記録の作成

日
 2月1日(土)より施行されます。

問
 南魚沼市消防本部 予防課

危険物係

☎025・782・5330

南魚沼市湯沢消防署 予防係

☎025・784・3377

お
し
ら
せ
町から
**入学通知書
 発送のお知らせ**

令和2年4月に湯沢町立小・中学校入学予定児童生徒の保護者の方へ

1月31日(金)に入学通知書を発送します。お手元に届きましたら内容についてご確認ください。なお、入学までに住所の異動などがある場合には、湯沢町教育委員会までご連絡ください。

問
 湯沢町教育委員会

教育課学校教育係

☎025・784・2211



お
し
ら
せ
町から
緊急情報メール

湯沢町の災害、防災、気象、防犯に関する緊急情報を発信します。

次のアドレスへ、またはQRコードを読み取り「空」メール（タイトル、本文を未入力）を送信してください。

▽bousai.yuzawa-town@
 raiden.ktaiwork.jp



問
 総務管理課 防災管財係

☎025・784・3451

住民基本台帳閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定により、市町村長は年に一回、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表することになっています。

令和元年における閲覧状況は以下のとおりです。

○国または地方公共団体の機関の請求による閲覧

機関の名称	閲覧の年月日	請求事由	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊 新潟地方協力本部	12月4日	陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集	町内全域 日本国籍を有する平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの男37人

おしらせ 町から
運転免許証の自主返納を支援します

運転免許証の自主返納制度は、加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより、「運転に不安を感じている」、「もう運転しないので運転免許証を返納したい。」という方が、運転免許証の有効期限内に自主的に返納できる制度です。湯沢町では支援策として、自主返納した方へ公共交通利用券を交付します。

対 町内に住所がある満65歳以上の方で、すべての種類の運転免許証を自主返納した方

内 (次のいずれかを選択。1人1回限り)

- ① 越後交通株式会社バス回数乗車券 10,000円分
 - (1000円券12枚綴×10組)
 - ② ユーターン券(タクシー利用可) 10,000円分
 - (1,000円券×10枚)
 - ③ ①②を各5,000円分
- 申** 申請手順

- ① 南魚沼警察署交通課で、本人が運転免許証(有効期限内のもの)を持参して返納申請を行う。
- (十日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後4時)

② 湯沢町役場環境農林課で申請手続きを行う。
必要書類

- ・ 返納時に交付された「申請による運転免許の取消通知書」
 - ・ 町の支援事業申請書(警察署窓口、役場窓口)に用意、または町ホームページに掲載)
- 申請期限**
 免許返納日から6か月以内

申・問 環境農林課

☎025・788・0291

おしらせ 町から
2月の行政相談

行政相談は、行政相談委員が国の行政に関する相談を聞き、制度や運営の改善に活かすための仕組みです。佐藤清美相談員による行政相談の日程は次のとおりです。

日 2月10日(月) 午後1時30分～

場 湯沢町公民館 会議室1

問 総務管理課 総務係

☎025・784・3451

おしらせ 町から
2月の粗大ごみ収集日と予約締切日のお知らせ

粗大ごみをご自分で施設に搬入できない方は、予約していただくことで粗大ごみを収集します(有料)。

日 収集日

- 2月6日(木) 2月3日(日) 締め切り
- 2月20日(木) 2月17日(日) 締め切り

申・問 環境農林課

☎025・788・0291

イベント 他団体
猫の譲渡会

日 2月16日(日) 午後1時～3時

場 イオン六日町店 2階

※不妊・去勢手術の実施と完全室内飼いが条件で、基本健康診断費用等がかかります。引き渡しは後日、ご自宅になります。

問 魚沼アニマルサポート 笹木

☎0990・1533・4805

新潟県の最低賃金

新潟県の最低賃金が改正されました!! パートも! 学生アルバイトも!

最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金(新潟県で働くすべての労働者に適用されます。)	830円	令和元年10月6日
新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	908円	令和元年12月31日
新潟県各種商品小売業最低賃金	842円	令和元年12月31日
新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金	919円	令和元年12月19日

問 新潟労働局賃金室 ☎025-288-3504 小出労働基準監督署 ☎025-792-0241

確定申告・ 個人住民税申告の ご案内

確定申告とは？

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税および復興特別所得税を計算し、その内容を自発的に申告する制度です。確定申告をすること、それまでに納めていた税金と、納めるべき所得税との過不足が精算されます。

確定申告をしなければいけない方が申告をしなかったり、誤った申告をすると、あとで不足の税金を納めるだけでなく、場合によっては加算税や延滞税が課せられます。

申告書や説明資料などは小千谷税務署のほか役場税務課にも用意があります。また、国税庁ホームページにより、ご自宅のパソコンやスマートフォンを

使って申告書を作成し送ることができ
ますので、ご自分で作成して確定申告
をしてください。

なお、確定申告が不要な方でも、個人
住民税（町県民税）の申告が必要と
なる場合もありますので、詳しくは9
ページの「住民税申告・確定申告の申
告判定表」を参照し申告してください。

個人住民税（町県民税）の 申告相談について

令和2年1月1日現在、湯沢町に住
民登録がある方は、原則住民税申告が
必要となります。ただし、所得税の確
定申告書を提出した方や令和元年中の
所得が給与のみで年末調整済みの方な
どは申告の必要はありません。詳しく
は9ページの「住民税申告・確定申告
の申告判定表」を参照してください。

日程表

月	日	対象地区
2月	17日(月)	小原・古野二・一之町
	18日(火)	宮林・土樽・駅通
	19日(水)	原新田・旭原・上中
	20日(木)	田中・小坂・楽町
	21日(金)	堰場・西原・谷地
	25日(火)	平沢・滝ノ又・下中
	26日(水)	戸沢・谷後・幅下
	27日(木)	七谷切・松川・諏訪
	28日(金)	全町※
3月	2日(月)	
	3日(火)	大島・八木沢・中子・土樽又キ一場※
	4日(水)	芝原・中里・愛宕
	5日(木)	栄町・萩原・堀切
	6日(金)	添名・岩原高原・布場・滝沢
	9日(月)	三俣1・三俣2・原・西中
	10日(火)	浅貝・二居・西山
	11日(水)	古野一・湯元・下熊野
	12日(木)	上熊野・石白・湯鉄神立
	13日(金)	
	16日(月)	全町

申告相談日程

日時 2月17日(月)～
3月16日(月)まで

午前9時～午後4時

会場 湯沢町役場 西館1階 会議室1
(産業観光部 隣)

※会場と時間は全日程で同じ

お願い

- 最終の数日間は大変込み合います。できるだけご自分の対象地区の相談日に合わせてお越しください。
- 6ページの「国税庁ウェブサイトによる確定申告にご協力ください」もご覧ください。
- ※2月28日、3月2日、3月3日には、税理士無料相談を実施しています。(譲渡所得、相続税および贈与等、相談に応じられないものもありますのでご了承ください)

申告相談に必要なもの

- ① 印鑑および預金通帳等口座番号がわかるもの
- ② 給与所得者、年金受給者の方は源泉徴収票
- ③ 事業所得(営業・農業)や不動産所得がある方は、収支内訳書とその資料
- ④ 配当所得や一時所得、その他の収支のある方は、その資料
- ⑤ 各種控除を受ける方は、そのための領収書や証明書
- ⑥ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身元確認書類※
- ⑦ 税務署から申告書やお知らせ「はがき」または「通知書」が届いている方は、その申告書やお知らせ「はがき」または「通知書」
- ⑧ 利用者識別番号をお持ちの方はその番号がわかる書類※

※⑥については、6ページの「マイナンバーについて」をご確認ください。
 ※⑧については、下記をご確認ください。



町の申告相談会場における利用者識別番号の取得について

個人情報保護の観点および所得税還付対象者への速やかな還付を図るために、町の申告相談会で作成した確定申告書は、すべて電子データで小千谷税務署に送信します。電子データで送信するためには、申告者一人一人の利用者識別番号(税務署が発行する電子データ受付用の番号)が必要となり、お持ちでない方については、町職員が申告相談会場にて利用者識別番号の取得手続きをいたしますのでご了承ください。

なお、既に利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号がわかる書類をご持参ください。書類を紛失された場合や、書類をご持参いただかない場合、新たな番号を取得させていただきます。



申告相談におけるお願い

- 収支内訳書や医療費控除の明細書、その他各種内訳書等については、ご自宅で作成してから申告相談会場にお越しくください。作成されていない場合、ご自身で作成していただいたからの相談受付となります。
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の1年目の申告は、小千谷税務署にて申告する必要があります。
- 以下の申告等については、申告相談時間が長くなり会場が混雑するため、原則、町の申告相談会場では相談に応じられません。小千谷税務署か税理士(有料)にご相談ください。(記載済みの確定申告書であれば町でお預かりし税務署に送致します)

- ・ 平成30年分以前の過去の申告
- ・ 株式の譲渡所得の申告
- ・ 過去の株式の譲渡損失を繰り越す申告
- ・ 先物取引に係る雑所得などの申告
- ・ ビットコインに関する所得の申告
- ・ 青色申告決算書の書き方の相談
- ・ 配当所得を総合課税分として申告する際、配当控除割合が不明な場合
- ・ 特定口座の配当所得において個々の取引の明細が無い場合
- ・ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の1年目の申告

マイナンバーについて

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

確定申告の際には、マイナンバーが分かる番号確認書類と身元確認書類の提示または写しの提出が必要となります。

また、確定申告書にはマイナンバーを記載する必要があります。

本人確認(番号確認および身元確認)を行うときに使用する書類の例

- 例 1** 個人番号カード (番号確認と身元確認)
- 例 2** 通知カード (番号確認)
+
・運転免許証
・健康保険の被保険証 など (身元確認)
- 例 3** マイナンバー記載の住民票 (番号確認)
+
・運転免許証
・健康保険の被保険者証 など (身元確認)

※控除対象配偶者および扶養親族の方

のマイナンバーについても申告書に記載する必要があります。控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出が必ずです。

国税庁ウェブサイトに 確定申告にご協力ください

確定申告書作成コーナー

例年、町の申告相談会場は大変混雑し、皆さまには長時間お待ちいただいている状況です。

ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットで国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、町の申告相談会場にお越しただけなくとも確定申告をすることができます。ぜひ、国税庁ウェブサイトによる確定申告にご協力をお願いします。

「確定申告書等作成コーナー」は、確定申告期間中（令和2年2月17日～3月16日）であれば24時間いつでも利用可能です。また、ウェブサイトの手順に沿って入力すると所得金額や税額が自動計算され、入力漏れや入力ミスを防ぐことができます。さらに、専用のヘルプデスクが設けられており、操

作方法など不明な点があった場合でも電話で問い合わせることができ、初めての方でも安心して利用できます。

問 確定申告書等作成コーナー

ヘルプデスク
☎0570・01・5901
（全国一律市内通話料金）
月曜～金曜 午前9時～午後5時
（祝日を除く）

スマホ申告

令和2年からご利用いただける方の範囲が広がりました。

スマートフォン（タブレット含む）専用の確定申告書作成コーナーを利用して申告書を作成し、税務署へ提出できます。簡単で大変便利です。
・専用画面の利用対象となる方…
給与所得（2か所以上も可）や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方。

また、医療費控除やふるさと納税（寄付金控除）をはじめ、すべての所得控除（配偶者控除や扶養控除）に対応しています。

※専用画面利用対象以外の方でも、ウェブ画面によりスマートフォンやタブ

レットで申告することができます。

▽国税庁

確定申告書等作成コーナー
（パソコン・スマホどちらでも）
<https://www.keisan.nta.go.jp/>



タックスアンサー

国税庁ウェブサイト内には、タックスアンサーという税務相談（よくある税の質問）コーナーがあります。申告内容別の検索や、キーワード検索等ができますので、ぜひご利用ください。

▽国税庁 タックスアンサー

（よくある税の質問）
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>



パソコン・スマホ申告 相談コーナーについて

申告相談会場では、ご自身で申告書を作成できるパソコンを設置いたします。お気軽にご利用ください。

提出方法

1 郵送等による確定申告書の提出

自宅にインターネットに接続されているパソコン（スマートフォン、タブレット）とプリンターがあれば、国税庁ウェブサイトに「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書を印刷し、小千谷税務署に郵送により提出することができます。また、郵送でなくても、町の申告相談会場にお持ちいただければ町から小千谷税務署に送致いたします。

作成・印刷した申告書と必要書類（マイナンバーを証明する書類と身元確認書類（運転免許証など）の写し、源泉徴収票、各種控除資料、収支内訳書など）を添付し、郵送により税務署に提出することができます。



2 e-Tax(電子申告)による

確定申告書の提出

①マイナンバーカード方式
《パソコンからの送信》

自宅のインターネットに接続されているパソコンから所得税等の確定申告ができ、添付書類の一部省略や還付手続きが早いなどの利点があります。署名用電子証明書付きマイナンバーカードとICカードリーダーが必要となります。

《スマホからの送信》

マイナンバーカードと対応スマートフォンがあれば、カードを読み込み、カード取得時の暗証番号を入力することで、送信ができます。

②ID・パスワード方式

署名用電子証明書付きマイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちでない方でも、小千谷税務署で発行されるID・パスワードがあれば、自宅のインターネットに接続されているパソコンやスマートフォンから確定申告をすることができます。

従来のマイナンバーカード方式と同様に、添付書類の一部省略や還付手続きが早いなどの利点があります。ID・

パスワードはお早目に小千谷税務署にて取得してください。

ID・パスワードを
取得しよう！

小千谷税務署において5分程度で発行できます。

取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。

申告期間は税務署が混み合いますので、前もってお早めに取得してください。



《e-Taxより送信する際の添付書類等について》

源泉徴収票や生命保険控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、書類の提出または提示を省略することができます（法定申告期限から5年間は保存しておく必要があります）。マイナンバーに関する本人確認書類についても提出または提示が不要です。また、還付手続きも早

いなど利点も多いe-Taxをぜひご利用ください。

問 e-TaxやID・パスワードについて

▽小千谷税務署 個人課税第一部門
☎02588・833・0274

消費税の確定申告を
される方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上や仕入れ等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

問 小千谷税務署

☎02588・833・2090

小千谷税務署の 確定申告会場について

小千谷税務署において、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場が次のとおり開設されます。

会場

小千谷税務署 別館大会議室
(小千谷市東栄1・5・24)

期間

2月17日①～3月16日②
(土曜・日曜・祝日を除く)

相談受付

午前8時30分～午後4時まで
(相談開始は午前9時から)
(提出は午後5時まで)

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。
※相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。
※相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
※確定申告会場は混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

問

小千谷税務署 個人課税第一部門
☎025・883・0274

申告が不要な株式等の 譲渡所得等・配当所得等 について

① 申告不要制度について

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得や、住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当所得等は、確定申告をする必要がないこととされています。

② 申告制度を選択した場合

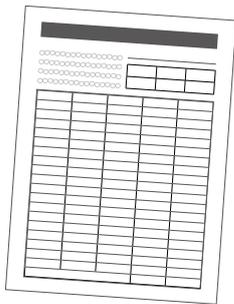
繰越損失や損益通算、各種控除等の適用を受けるためなどの理由で、申告制度を選択することもできます。この場合、これらの所得についても給与や公的年金などの他の所得とともに、国民健康保険税や後期高齢者医療保険制度、介護保険料の算定対象に含まれることとなります。

医療費控除には 「医療費控除の明細書」の 添付が必要となりました

平成29年分の申告から、医療費の領収書の添付が提示の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、平成29年分～令和元

年分までは、従来どおり医療費の領収書の添付が提示で申告ができます。なお、「医療費控除の明細書」の添付の場合も、領収書の提示の場合でも、医療費の領収書は、5年間、自宅での保存が必要です。

医療費控除を申告される方は、医療費の計算や「医療費控除の明細書」を作成してから相談会場にお越しください。計算や明細書が作成がされていない場合、ご自身で作成してからの相談受付となりますのでご了承ください。



セルフメディケーション 税制について

健康の保持増進や疾病の予防などに一定の取組を行っている人が、自分か家族のために特定一般医薬品などの購入費を支払った場合は、その購入費(12,000円以上の部分)について所得控除(医療費控除)を受けること

ができます。(最高88,000円限度) 適用を受ける場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」に記入し、一定の取組を行ったことを明らかにする書類と特定一般医薬品などの領収書を添付し、申告してください。

注意：セルフメディケーション税制を受ける場合は、従来の医療費控除は受けられません。

▽国税庁 セルフメディケーション税制
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm>



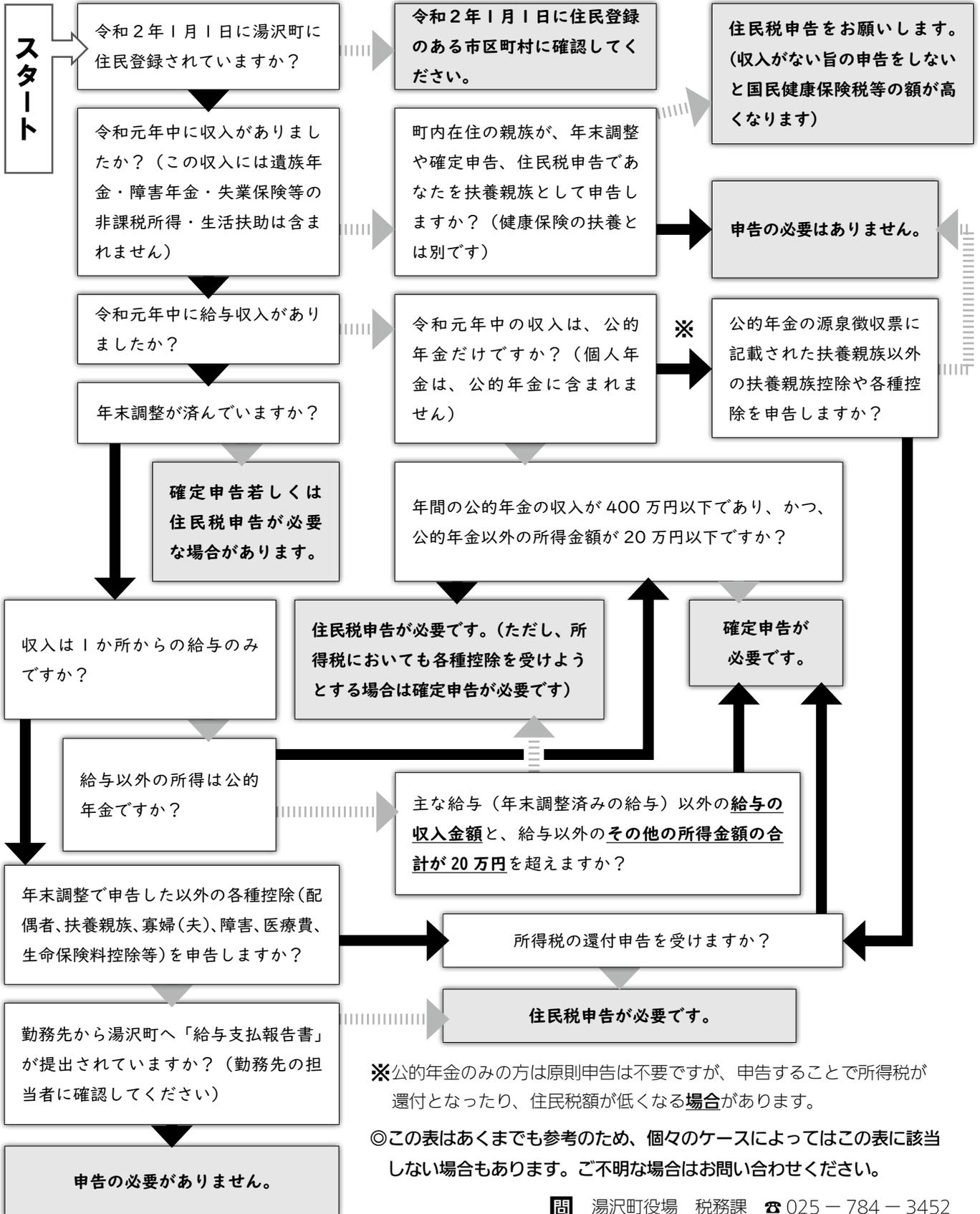
問

湯沢町役場 税務課
☎025・784・3452

住民税申告・確定申告の申告判定表

- ・住民税申告：町・県民税の申告をいいます。確定申告をした場合には、住民税申告をする必要はありません。
- ・確定申告：所得税の申告をいいます。

はい：————→ いいえ：……………→



※公的年金のみの方は原則申告は不要ですが、申告することで所得税が還付となったり、住民税額が低くなる場合があります。

◎この表はあくまでも参考のため、個々のケースによってはこの表に該当しない場合もあります。ご不明な場合はお問い合わせください。

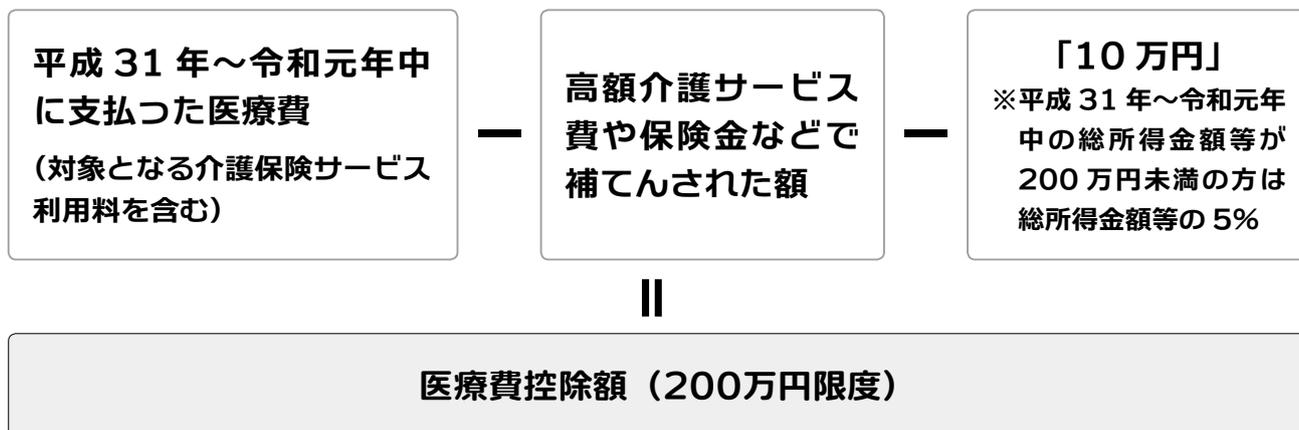
問 湯沢町役場 税務課 ☎ 025 - 784 - 3452

介護保険サービス利用料 は確定申告医療費控除の 対象となります

一般の医療費と同様に介護保険サービス利用料についても、確定申告によって医療費控除を受けることができます。

医療費控除の対象となる金額は、申告者自身または申告者と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費および介護保険サービス利用料などの総額となります。医療費控除額は、次の計算式によって計算します。

▼医療費控除額の出し方



▼在宅で介護サービスを利用した方

▲医療費控除の対象となるもの

次の医療系の居宅サービスは、保険の給付対象となる平成31年～令和元年の利用者負担額の全額が、控除対象となります。

- ◆(介護予防) 訪問看護
- ◆(介護予防) 通所リハビリテーション
※介護老人保健施設などでのデイケア
- ◆(介護予防) 訪問リハビリテーション
- ◆(介護予防) 短期入所療養介護
※介護老人保健施設などでのショートステイ
- ◆(介護予防) 居宅療養管理指導
- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
※一体型事業所で訪問看護を利用する場合
- ◆複合型サービス
※▲の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）

●条件付きで医療費控除の対象となるもの

次の福祉系の居宅サービスは、要介護（支援）認定を受け、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づいて、上記▲のいずれかのサービスと併せて利用した場合に、保険の給付対象となる平成31年～令和元年の利用者負担額の全額が、控除対象となります。

- ◆(介護予防) 訪問介護（ホームヘルプサービス）
※調理・掃除等の生活援助中心型を除く
- ◆(介護予防) 通所介護（デイサービス）
- ◆(介護予防) 訪問入浴介護
- ◆(介護予防) 短期入所生活介護
※特別養護老人ホームでのショートステイ
- ◆(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ◆地域密着型通所介護
- ◆(介護予防) 認知症対応型通所介護
- ◆夜間対応型訪問介護
- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る
- ◆複合型サービス
※▲の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）
- ◆地域支援事業の訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス
※生活援助中心のサービスを除く

▼介護保険施設に入所された方

医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	医療費控除の対象となるもの
指定介護老人福祉施設 (ゆのさと園などの特別養護老人ホーム)	保険給付対象となる介護費、食費および居住費の自己負担額の2分の1に相当する額
介護老人保健施設(越南苑など) 指定介護療養型医療施設 介護医療院	保険給付対象となる介護費、食費および居住費の自己負担額の全額

▼確定申告に必要な書類

- ① 医療費控除の明細書
- ② サービス事業所の領収書
(領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。)



※おむつ代の医療費控除について

おむつ代の医療費控除には、医師の発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。ただし、おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定における「主治医の意見書」に「寝たきり状態であり、尿失禁の発生可能性あり」と記載されている方は、「町が主治医意見書の内容について確認した書類」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。この書類の発行については福祉介護課へお問い合わせください。

65歳以上で、要介護認定を受けている方の 障害者控除対象者の認定について

65歳以上の方で、身体障害者手帳の交付などを受けていない方でも、身体障害者または知的障害者に準ずる方として湯沢町長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。

令和元年12月31日現在(平成31年~令和元年中に死亡した方は死亡日)、介護保険の要介護認定を受けている方で、障害者または特別障害者に該当すると認定される場合は申請により「障害者控除対象者認定書」を発行します。該当すると思われる方で、確定申告などのために障害者控除の認定書が必要な方は、福祉介護課へ申請してください。

湯沢町ホームページから「**障害者控除**」で検索すると申請書をダウンロードできます。

- ◆控除を受けるためには確定申告が必要です。
- ◆2月17日⑩~3月16日⑩の期間湯沢町役場の申告相談会場(4ページ参照)で申告される方は、申告会場で対象者の確認ができますので、**認定書の申請は不要です。**
- ◆昨年、申請された該当者の方には認定書を郵送で発行いたします。
- ◆税務署や会計事務所等で申告される方は申請が必要です。

----- 注意事項 -----

- ※申請から認定書の発行まで日数がかかる場合がありますので、日程に余裕をもって申請してください。
- ※要介護認定を受けていても状態によっては該当しない場合があります。

問 福祉介護課(湯沢町総合福祉センター内) ☎ 025-784-4560

国民健康保険 後期高齢者医療制度

からのお知らせ

ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、最初に作られたお薬（先発医薬品）の特許期間の終了後に、同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性が確認された低価格なお薬です。

ジェネリック医薬品を使用するには

ジェネリック医薬品に切り替えるには、医師の診察や同意が必要です。まずは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。



安価で経済的です

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と比べて価格が安いのが特徴です。

先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えることで、ほぼ同等の効き目や安全性があるお薬を使いながら、お薬代を減らすことができます。

また、医療費も削減されることから医療保険制度の安定的な運営も期待できます。



効き目や安全性は先発医薬品とほぼ同等です

ジェネリック医薬品の有効成分は、先発医薬品において使用されており、その成分の有効性や安全性は確認されています。

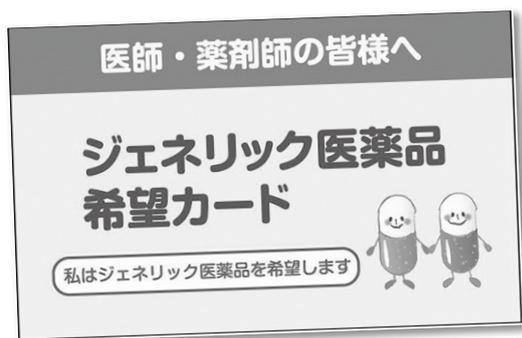
国では、ジェネリック医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性を有するかどうかについて、厳格な審査を行っています。



「ジェネリック医薬品希望カード」を活用しましょう

「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して、切り替えの意思があることを伝える方法もあります。

左のカードは、町民課の窓口にも用意しています。



問

町民課 国保給付係

☎025・784・3453

国民健康保険、後期高齢者医療制度の減免等の制度をお知らせします。
該当となる際は、担当課にお問い合わせください。

国民健康保険制度

医療機関で支払う医療費の一部減免等制度

次に該当する世帯主等に、医療費の一部減額、免除および徴収猶予の制度があります。

- ①震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき
- ②干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- ③事業または業務の休廃止・失業等により収入が著しく減少したとき
- ④①～③に掲げる事由に類する事由があるとき

問 町民課 国保給付係

☎025・784・3453

国民健康保険税の減免制度

次に該当する世帯主等に、国民健康保険税の減免制度があります。

- ①災害等により生活が著しく困難になった者またはこれに準ずると認められる者
- ②失業、倒産等により生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者
- ③生活保護法の規定による扶助を受けることになった者
- ④少年院その他これに準じる施設に収容された者、刑事施設、労務場その他これに準じる施設に拘禁された者
- ⑤その他特別の事由があると認める者
- ⑥旧被扶養者に該当する者

国民健康保険税の軽減制度

次に該当する被保険者に、国民健康保険税の軽減制度があります。

非自発的失業に係る軽減

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇など)
- ・雇用保険の特定理由離職者(雇止めなど)

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで(最大2年間)

軽減内容

前年の所得を100分の30とみなし算定

問 税務課 住民税係

☎025・784・3452

後期高齢者医療制度

医療機関で支払う医療費の一部減免等制度

次に該当する被保険者に、医療費の一部減額、免除および徴収猶予の制度があります。

- ①被保険者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと
- ②被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、または心身に重大な障害を受け、長期間入院したこと
- ③その他①②に類する事由があること

後期高齢者医療保険料の減免制度

次に該当する被保険者に、後期高齢者医療保険料の減免制度があります。

- ①被保険者またはその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと
- ②被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したことにより、またはその者が心身に重大な損害を受け、もしくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと
- ③被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと
- ④被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと
- ⑤①～④に定めるもののほか、広域連合長が特に必要があると認めること

問 町民課 国保給付係

☎025・784・3453



町の奨学金貸与制度と就学援助制度のご案内

経済的理由により修学・就学が困難な児童生徒を援助します

奨学金貸与制度

修学への意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に対し、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。他の奨学金制度と併用できます。

奨学生の資格

- 湯沢町に住所があり、かつ居住する者の子またはこれに準ずる者であること
- 次のいずれかに該当する者であること
- ⑦高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、専修学校または各種学校等に在学または在学予定の者
- ⑧日本国外の学校で、教育委員会が⑦に定めるものと同等であると認める学校に在学または在学予定の者
- 心身ともに健全で、修学に対する意欲があること
- 世帯の前年の所得税の合計が50万円以下であること
- 次に該当する連帯保証人を2名設定できること（1名は保護者）
- ⑨独立して生計を営む者
- ⑩町税等を完納している者
- ⑪返済能力のある者

貸与期間

貸与決定の月から在学する学校の最短修業年限の終期まで

貸与額

- 高等学校または専修学校の高等課程等…
月額**2万円**以内
(他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額**4万円**以内)
- 大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程等…
月額**5万円**以内 (他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額**10万円**以内)
- 日本国外の各種学校…
月額**5万円**以内 (他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額**10万円**以内)

貸与利息

無利子

返還期間

貸与が終了した翌年度から、貸与を受けた年度数の2.5倍以内の年数で返還

返還方法

毎月の口座振替（第四銀行、北越銀行、新潟県信用組合、みなみ魚沼農業協同組合、ゆうちょ銀行）、または年2回の納付書払い

申請受付期間

3月2日(月)～3月31日(火)

- 町の予算の範囲内での貸与となりますので、申請していただいても貸与できない場合があります。なお、申請者が少数で、予算に余裕がある場合においては、年度途中でも受け付けます。
- 申請書・誓約書等は、教育課学校教育係にあります。また、町のホームページからもダウンロードできます。(トップページ▽子育て・教育▽学校教育の助成・補助金▽奨学金貸与制度)

就学援助制度

経済的理由により就学費用を負担することが困難な児童生徒が、義務教育を円滑に受けることができるよう、学用品費や給食費等の費用の一部を援助する制度です。保護者の申請に基づき教育委員会がその内容を審査し、認定した場合に町の予算の範囲内で支給されます。認定は単年度ごととなりますので、現在認定されている方も申請が必要です。

申請に必要なもの

- ①申請書 (教育課学校教育係にあります。)
- ②添付書類
- 源泉徴収票、町民税の課税証明書、確定申告書の写しなど生計を一にする世帯全員の収入および所得を確認できるもの
- 町民税、事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険料(税)の減免および免除を受けた場合はその決定通知書の写し

申請受付期間

令和2年度分受付 4月1日(水)～30日(木)

問 湯沢町教育委員会教育課学校教育係
☎ 025 - 784 - 2211

公民館・学校体育施設等の利用と社会教育関係団体登録について

令和2年度に交流・活動する団体・サークル・グループの利用申込を受け付けます

公民館や学校体育施設などで、定期的（令和2年4月～令和3年3月）に交流・活動する団体・サークルの利用申込を受け付けます。

公民館や学校体育施設および中央公園などの利用料金減免を受けたり無料で使用したりするには、社会教育関係団体の登録が必要となります。

社会教育関係団体の登録有効期間は2年間のため、令和元年度に登録をした場合は令和2年度末まで有効となります。なお、年度中途に社会教育関係団体となった場合でも令和2年度末までとなります。



社会教育関係団体への登録の主な要件

- 会員が自主的、主体的に運営している団体であること。
(会の運営が講師に依存した教室的なものは登録できません) **【注】**
- 活動内容が営利目的や政治的・宗教的な活動でないこと。
- 団体の組織および活動のために規約や会則を有していること。
- 構成員が5名以上で7割以上の方が町内在住、在学または在勤であること。

※この他にも要件がありますので、詳細については、湯沢町公民館までお問い合わせください。

社会教育関係団体に『登録済』で申請をする場合に必要な書類

- ◆施設定期使用申請書 ※湯沢町公民館で様式を配布しています。添付書類は、任意の様式でも可。
- ◆会員名簿 ※社会教育関係団体の登録内容に変更が生じた場合は、変更届が必要になります。

社会教育関係団体に『未登録』で申請をする場合に必要な書類

- ◆施設定期使用申請書 〈添付書類〉 ・会員名簿 ・規約または会則 ・活動計画書および活動報告書
- ◆社会教育関係団体登録申請書 ・会計内容が明らかになるもの（決算書・予算書など）
※湯沢町公民館で様式を配布しています。添付書類は、任意の様式でも可。

申請の流れ

- ①公民館窓口へ「施設定期使用申請書」および必要な添付書類を提出してください。▷ **提出締切 2月19日** **【水】**
※社会教育関係団体未登録の場合は、登録申請書も必要です。
- ②申請者へは定期使用許可決定通知書を送付します。使用希望日が重複する場合は当事者間で調整してください。
(該当する団体へはその旨お知らせいたします。)
- ③社会教育関係団体以外の団体は、施設定期使用申請が一般受付となります。
令和2年度の湯沢町公民館の一般受付（社会教育関係団体以外の定期使用・日毎使用など）は、3月11日 **【水】**から先着順に受付いたします。(ただし、町の事業や社会教育関係団体が優先します。)

【注】会の運営が講師に依存した教室とは？（社会教育関係団体と私塾・文化教室との違い）

社会教育関係団体	私塾・文化教室
講師は会員の総意で決めます。	講師中心で縦の人間関係となります。
経理は会員の互選による係りの者が行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。	個人が直接、経営者もしくは講師に月謝として支払います。経理内容は通常公開しません。
会員の総意で民主的に運営します。	私塾・文化教室の経営者若しくは講師自らが運営します。
公民館を中心に自主的に活動します。	公民館の使用は有料となり制限が加わります。

問 湯沢町公民館 ☎ 025 - 784 - 2460

※旧小学校体育施設の受付は、湯沢カルチャーセンターになります。

高齢者等路線バス運賃助成事業のお知らせ

高齢者や障がいをお持ちの方が路線バスを一律 100 円で利用できます！
福祉介護課（湯沢病院横 湯沢町総合福祉センター内）へ申請してください。

目的

この助成事業は、高齢者および障がい者の日常生活や社会活動を支援するために行うものです。

内容

運転免許証を保有していない高齢者および障がい者が町内を運行する定期路線バス（3路線）について、どの区間も乗車一回につき一律 100 円でご利用できるようになります。

対象者

湯沢町に住民登録があり、次のいずれかに該当する方となります。

- ・運転免許証を保有していない満65歳以上の者
- ・運転免許証を保有していない身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

対象路線

南越後観光バス株式会社が運行している、次の定期路線の3路線のみとなります。

- ① 苗場線
- ② 大源太線
- ③ 土樽線

※「六日町線」、「森宮野原線」および「冬期間等に運行するスキー場行きシャトルバス（急行）」は対象外となりますのでご注意ください。

申請方法

福祉介護課で申請を受け付けます。申請には、次の3点をご用意ください。

- ①「湯沢町路線バス福祉乗車証交付申請書」に必要事項をご記入いただき、押印のうえ、提出してください。用紙は福祉介護課にあります。
- ②身分証明書（保険証等）を提示していただきます。
- ③縦3cm×横2.4cmの写真1枚（乗車証貼付用）



- ・肩口より上で正面を向いているもの
- ・無帽、無背景のもの
- ・本人であることが鮮明に分かるもの

申請は随時受付となりますが、発送には一週間から十日程度かかります。
※代理申請も可能です。申請方法についてはお問い合わせください。

※福祉介護課窓口での受付のみとなります。受付後に郵送での交付となります。（受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分）

申請場所・問

福祉介護課 福祉係
【湯沢病院横 湯沢町総合福祉センター内
（湯沢町大字湯沢2877番地1）】
☎025・784・4560

使用済み天ぷら油の回収

「協力ありがとう」です

回収する油は植物系の天ぷら油のみです！（菜種油、大豆油、ごま油、コーン油、サラダ油など）
ごみの減量や資源のリサイクルのため、使用済み天ぷら油は捨てずに回収場所に出しましょう。

2月の使用済み

天ぷら油の回収は

2月10日（月）～14日（金）
役場 午前8時30分～午後5時
公民館 午前9時～午後5時
※正面玄関前で行います
毎週火曜日
湯沢町資源ごみストックヤード（中子）
午前9時～午後4時

- ①水、天かす等の異物は取り除いてください。
- ②必ず油の入っていた容器に入れて出してください。（缶入り製品の場合のみペットボトル可）
- ③容器のフタはしっかり締めてください。
- ④設置されている回収ボックスの中に、容器を立てて入れてください。

※一般家庭から排出される油が対象です。
※賞味期限の切れた油も回収します。

	平成30年度	令和元年 (平成31年度)
4月	350 ㍗	380 ㍗
5月	100 ㍗	170 ㍗
6月	200 ㍗	320 ㍗
7月	120 ㍗	120 ㍗
8月	50 ㍗	100 ㍗
9月	200 ㍗	360 ㍗
10月	180 ㍗	170 ㍗
11月	300 ㍗	120 ㍗
12月	500 ㍗	260 ㍗
1月	30 ㍗	
2月	180 ㍗	
3月	180 ㍗	
合計	2,390 ㍗	2,000 ㍗

問 湯沢町役場 環境農林課

☎025・788・0291

降雪シーズンとなりました 次のことに気をつけましょう

町民の皆さまや町を訪れるすべての方がおたがい安全に過ごせますよう、ご協力をお願いします。

側溝のふた・グレーチングふたを閉めましょう

除雪作業にともない、道路側溝のふた・グレーチングふたを開けたままにしておくのは、自動車や通行者に対して大変危険です。他県では側溝や用排水路への転落死亡事故も起きています。

作業中も十分注意するとともに、作業が終了したら、必ず閉めましょう。



雪道の運転では「シッパネ条例」を守りましょう

平成27年より「湯沢町シッパネ被害根絶に関する条例」が施行されています。ドライバーの皆さんは、歩行者にやさしい運転を心がけましょう。

そして、冬は多くのお客様が来町されます。シッパネに気を付けるよう、またシッパネを飛ばさないよう町民自らがお伝えし、「人にやさしい観光の町・湯沢」を目指しましょう。

問 環境農林課 環境交通係 ☎ 025 - 788 - 0291



サル出没注意



湯沢地区の新幹線高架下周辺にニホンサルが出没しています。

現在、捕獲檻の設置や追い払いを実施しています。付近をお通りの際にサルを見かけた場合は、十分に気を付けて通行してください。

なお、サルに食べ物を与えること（餌付け）で、サルが人慣れし、人間との距離が近くなります。結果として、人身被害（荷物を取られる、威嚇される）や家屋侵入につながりますので、サルを見かけても、決して食べ物を与えないでください。

問 環境農林課 農林係 ☎ 025 - 788 - 0291

まちのうごき ※令和元年

12月届出分	12月31日現在	前年比
出生 3人	男 4,171人	+ 22
死亡 12人	女 4,100人	+ 84
転入 254人	計 8,271人	+ 106
転出 14人	世帯 4,065人	+ 174

湯沢町の交通事故発生状況

	2019年	2018年	増減
発生件数	27件	15件	+ 12
死亡者数	2人	1人	+ 1
負傷者数	34人	21人	+ 13

(2019年1月1日～12月31日)

冬のユースポ！



NPO 法人 ユースポ！

〒949-6102 湯沢町神立 628-1 湯沢カルチャーセンター内

●☎ 785-2123 FAX 785-6911 ●受付時間 平日 9:00～18:30
●メール info@youspo.net ●ホームページ http://www.youspo.net



ユースポ！WEB
お気に入り登録！

ユースポ！ 検索
http://www.youspo.net

おやこで GENKI 教室 冬 「ちびっこスキー体験」

冬の大自然を親子で楽しみましょう♪

せっかくの雪国湯沢…
お子さまにスキーを体験
させてあげませんか？

でもどうしたら良いか
わからない…。

そんなお父さんやお母
さんのためにユースポ！
が全面サポート！！

親子で雪に慣れることから始めます。冬の大自然を親子
で楽しみましょう♪



日 2月11日(火)・祝、16日(日)、3月8日(日)、15日(日)
(いずれも 15:00～16:30)

場 岩原スキー場

対 保育園・幼稚園年中～年長さんとその保護者

費 1回 500円

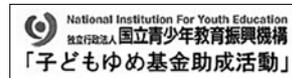
※非会員は別途保険料(1回ずつ 200円)がかかります。

持 お子さまはスキー・スキー靴 ※保護者の方は長靴でもOK
(レンタルあり スキー&ブーツセット 800円)

服 スキーウェア等の防寒着・防寒靴・手袋・帽子・ゴーグル

対 各回とも定員 20組 先着順

申 各回とも3日前までにユースポ！へお電話またはメール
にてお申し込みください。※料金は当日集めます。



おやこで GENKI 教室 冬 「雪あそび」

毎年好評のおやこで GENKI 教室の雪あそび！

特設雪あそび広場でお母さんもお父さんも一緒に遊びま
しょう♪ 埼玉の子どもたちとの交流もあります！

日 2月15日(土) 13:30～15:00

※ 13:30 湯沢カルチャーセンター集合→バスで移動

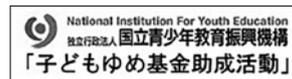
場 湯沢中央公園テニスコート 特設雪あそび広場

対 保育園・幼稚園年少～小学6年生とその保護者
定員 20名

※小学生は子どもだけの参加も可ですが、カルチャーセン
ターまでの送迎をお願いします。

費 無料 服 スキーウェア等の防寒着、防寒靴、手袋、帽子

申 ユースポ！へお電話またはメールにてお申し込みください。
2月13日(金) 締め切り



トレーニングマシン 使用法講習会

初めての方&使い方が不安な方のための講習会

初心者向けの講習会です。ひとりで利用できるようにマ
シンの使い方や効果的な筋トレのやり方を伝授します。

日 2月21日(金) 19:30～21:00 対 16歳以上

場 湯沢カルチャーセンター・トレーニング室

費 ユースポ！会員 300円 非会員 600円

※トレーニング室使用料は別途必要です。

持 タオル、飲み物、内履き、会員証(ユースポ！会員の方のみ)

服 運動のできる服装

申 事前申し込みは不要です。当日ユースポ！窓口へ直接お越
しください。

苦しくない スポーツストレッチ

春夏秋冬、年4回開催の
ストレッチ【冬期】が
始まります



運動はちょっと〜という方は、ストレッチからがおすすめ。30分ほどかけて全身のストレッチをするとすごく身体がラクになり気持ちもスッキリしますよ♪ 気軽にできるスポーツをぜひ体験してみてください！

日 2月3日、10日、17日、3月2日、9日（月曜日）
18:20～19:00

場 湯沢カルチャーセンター

対 中学生以上

費 1回 ユースポ!会員 200円 非会員 300円

持 タオル・飲み物等をご持参ください。

会員証（ユースポ!会員の方のみ）

服 運動のできる服装

申 ユースポ!窓口に料金を添えてお申し込みください。

健康ウォーク 歩いてマンボ♪

目指せ、1か月20万歩！

▷エントリー費……エントリーした日から1年間 600円

▷エントリー方法…ユースポ!事務局(カルチャーセンター内)、
保健センター、または湯沢町公民館へ料
金を添えてお申し込みください。

▷希望者には歩数計貸出あり（先着順）

▷特典：カルチャートレーニング会員3か月券が
1,200円→1,000円 ※購入時、要記録票提示。

《11月 歩数TOP 5》

RANK	歩数	RANK	歩数
1	1,076,528	4	424,485
2	693,736	5	378,581
3	458,362		

※20万歩に達成した月は共同浴場無料招待券進呈。エントリー時にお渡しした記録票をご持参ください。月途中での招待券進呈は行っておりません。翌月に記録票をご持参ください。例)1月20日20万歩に達した2月1日より無料招待券進呈

ヒップホップ第4期が2月7日から始まります♪

ヒップホップA

対象

保育園・幼稚園年小～小学1年生
毎週金曜 16:30～17:30

ダンスに必要な柔軟性を養うためにマット運動等も取り入れた基本レッスンです。イベントへの出演を目指します。

ヒップホップB

対象

小学2～3年生
毎週金曜 17:35～18:35

ヒップホップC

対象

小学4～6年生
毎週金曜 17:35～18:35



期間 第4期(全11回)

2月7日～4月24日(3月20日は
お休み) ※4月29日花まつり出演

定員 各クラス 20名

会場 湯沢カルチャーセンター

費用 会員:6,000円 非会員:9,600円

毎月開催しています！

けんこつ 体操

転倒予防のための筋肉や骨を
鍛える運動です！
誰でもOK！
気軽にご参加ください。

申し込み不要です。参加できる会場へどちらでも
お気軽に足をお運びください。

問 地域包括支援センター ☎ 025-784-3000
NPO法人ユースポ! ☎ 025-785-2123

(2月)

会場	開催日	時間
神立中央集会場(田中)	14日(金) 28日(金)	10:00～11:30
神立中央会館(栄町)	18日(火) 25日(火)	
農山村総合開発センター	4日(火) 18日(火)	
	25日(火)	
下湯沢公民館	12日(水) 26日(水)	
総合福祉センター	7日(金) 14日(金)	
	21日(金) 28日(金)	

持ち物 タオル、飲み物 参加費 1回 200円



2月の暦



保健・福祉行事の日程をお知らせします

保健衛生行事

日	種 目	対 象	受付時間	会 場
行事なし				

乳幼児の保健衛生行事

日	種 目	対 象	時 間	会 場
4日㊦	1歳児歯科健診	平成30年12月～平成31年1月生まれ	10:15 集合	総合福祉センター
	2歳児歯科健診	平成29年12月～平成30年1月生まれ	9:00 集合	
	母子健康手帳交付	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	
18日㊦	母子健康手帳交付	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	
20日㊦	1歳6か月児健診	平成30年6月～7月生まれ	13:00 集合	
25日㊦	母子健康手帳交付	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	

子どもの予防接種（完全予約制）▷ ○予防接種の予約電話番号 ☎ 025 - 780 - 6313
○予約受付時間 月～金曜日の午後2時～4時

*予防接種を受ける際のお願い

- ・ロタウィルスワクチンは飲み薬ですので、授乳後すぐの接種は避けましょう。接種当日の授乳時間の調節をお願いします。
- ・問診票は自宅にて記入しましょう。
- ・受付時間には余裕を持ってお越しください。

障がい者地域生活支援事業

事業名	実施主体	日程・内容（*は軽作業を行います）				会場・時間
ふれあいサロン （毎週火曜日）	湯沢町社会福祉協議会 ☎ 025 - 784 - 4111	4日 節分 豆まき	11日 お休み	18日*	25日*	湯沢町公民館 1階和室
コスモス （毎週木曜日）	相談支援センターみなみうおぬま ☎ 025 - 770 - 1331	6日 ヘルス チェック	13日*	20日*	27日*	10:00 ～15:00

*初めて参加される方は保健センターまでご連絡ください。

*参加費50円と主食（ご飯など）が必要です。調理実習や行事の日は予約が必要です。参加費等が異なりますので担当までお問い合わせください。

このページに関するお問い合わせは 保健センター（総合福祉センター内）（☎ 025 - 784 - 3149）まで。

2月3日から

湯沢町保健医療センター外来担当医予定表

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
整形外科	午前	高田	宮崎	—	高田	角田 21日休診	8日・22日高田
	午後	高田	宮崎 (3:00~4:30)		高田	角田 21日休診	
外科	終日	—	—	休診	—	—	—
地域家庭診療部 内科系 予約	午前	井上	浅井	小坂	浅井	土屋	—
	午後	井上	田所		小坂	浅井	
地域家庭診療部 内科系 予約	午前	田所	小林(聡)	井上 26日休診	土屋	西谷 7日休診	—
	午後	担当医師	井上		—	—	
地域家庭診療部 内科系 予約なし	午前	浅井	西谷	田所	西谷	浅井	担当医師
	午後	—	西谷 (3:00まで)		—	—	
地域家庭診療部 内科系 予約なし	午前	小坂	井上	西谷	井上	田所	担当医師
	午後	浅井	土屋		担当医師	小坂	
眼科	午前	半沢 (10:00まで)	—	—	久米川 (10:00まで) ①コンタクト・めがね外来 13日・27日のみ	—	15日担当医師 (10:00まで)
	午後	半沢 (再診予約診察のみ)	—		久米川 (再診予約診察のみ)	—	
小児科	午前	有本	—	有本	20日 中島	—	—
	午後	—	—		20日 中島 (2:30~3:15)	—	
② 歯科	午前	笠原	笠原	笠原 口腔外科担当医師 12日・26日のみ	笠原	笠原	笠原 8日・22日休診
	午後	笠原	笠原 18日休診	笠原 12日・26日担当医師 口腔外科担当医師 12日・26日のみ	笠原	笠原	

◎水曜日の午後(歯科以外)・土曜日の午後・日曜日・祝日は休診です。
救急患者様は担当医師が対応しますのでお電話ください。

- ①眼科…眼科のコンタクト・めがね外来は完全予約制です。
- ②歯科…診察は完全予約制です。口腔外科の診察が月に2回あります。

受付 午前：8時30分～11時30分 ※眼科は10時までです。
午後：1時30分～4時30分 ※月・木曜日の眼科は3時までとなり、予約の患者様のみです。
※木曜日の小児科は3時15分までです。

診察 午前：9時～
午後：2時～ ※火曜日の整形外科は3時からです。
※木曜日の小児科は2時30分からです。

その他 「予約」の診察では予約のある方が優先となります。
都合により担当医が一部変更・休診となる場合があります。
睡眠外来、禁煙外来、白内障手術を行っておりますのでお問い合わせください。往診、訪問診療、健康診断も適宜行っています。

☎ 湯沢町保健医療センター
☎ 186-025-780-6543
☎ 025-780-6544 (歯科)

救急医療

次の病院に電話で症状を伝えてください。
重症（意識がないなど）の場合は119番で救急車を呼んでください。

- 湯沢町保健医療センター… ☎ 025-780-6543
(湯沢町大字湯沢 2877 番地 1)
- 魚沼基幹病院…………… ☎ 025-777-3200
(南魚沼市浦佐 4132)
- 南魚沼市民病院…………… ☎ 025-788-1222
(南魚沼市六日町 2643 番地 1)
- 斎藤記念病院…………… ☎ 025-773-5111
(南魚沼市欠ノ上 478 番地 2)

- ・電話での指示に従って受診ください。
- ・スタッフの状況などで、症状に応じて他の医療機関を案内する場合があります。
- ・緊急度や重症度の高い順に対応するため、診察の順番が前後し、待ち時間が長くなる場合があります。
- ・休日や夜間は、人員や検査体制が十分ではありません。できる限り、通常の診療時間に受診してください。

●新潟県「救急医療電話相談」大人(概ね15歳以上の方)を対象
☎ 025-284-7119 (ダイヤル回線・IP電話・PHSからの場合)
または # 7119 (県内のプッシュ回線または携帯電話)

夜間での発熱・頭痛・腹痛・吐き気など急な病気やけが等に関する相談。(毎日午後7時～翌朝午前8時)

●新潟県「小児救急医療電話相談」15歳未満のお子さんを対象
☎ 025-288-2525 (ダイヤル回線・IP電話・PHSからの場合)
または # 8000 (県内のプッシュ回線または携帯電話)

夜間に子どもの具合が悪くなったときに利用ください。
(毎日午後7時～翌朝午前8時)

町長茶室



気楽な雰囲気の中で、町民の皆さまの声を聞かせください。お気軽にお申し込みください。

2月の開店日

- 2月25日(火) ①午前 9時～ 9時50分
②午前 10時～ 10時50分
③午前 11時～ 11時50分

締め切り

2月18日(火) まで

※指定の用紙にご記入のうえ、事前に役場企画政策課へ提出、もしくはファクスで申し込みが必要です。

※申し込みは3組までとし、先着順とさせていただきます。

申・問 企画政策課

☎ 025-784-3454
FAX 025-784-1818

結婚おめでとうございます

- 12月18日 腰越 元さん (滝ノ又)
- (廣岡) 帆晴さん (桐生市)
- 12月25日 伊東 章五さん (一之町)
- (遠藤) 優美さん (弥彦村)

お誕生おめでとうございます

- 12月6日 星野 凛さん (原新田、正隆さん・李佳さん)
- 12月6日 新井 一叶くん (浅貝、一州さん・恵さん)
- 12月16日 山本 葵大くん (宮林、和孝衛さん・久美子さん)
- 12月28日 田村 柊和さん (中里、恭平さん・麻紀子さん)
- 12月31日 田村 洋介くん (岩原高原、大介さん・ラルアンアバド・シエムロースケイトさん)

ご逝去お悔やみ申し上げます

- 12月9日 高橋 沙智子さん (福下、75歳)
- 12月10日 小野塚 久枝さん (谷後、76歳)
- 12月20日 山崎 悦子さん (西山、49歳)
- 12月27日 関 益熙さん (三俣、83歳)
- 1月7日 笛田 彰一さん (芝原、82歳)

※1月7日までの届け出分。

※広報に掲載してほしくない場合は、届け出の際に申し出てください。

広報ゆざわの音声CDがあります。ご希望の方は湯沢町社会福祉協議会(☎025-784-3451)までお問い合わせください。